

自家用自動車有償貸渡（レンタカー事業）のご案内



中部運輸局福井運輸支局 輸送・監査担当

自家用自動車を有償で貸し渡す事業（レンタカー事業）を始めるには、国土交通大臣の許可を受けることが必要です（道路運送法第80条）。レンタカー事業の許可がなければ、レンタカーの登録はできません。

福井県内において事業を行う場合は、許可申請書を作成して福井運輸支局輸送・監査担当へ提出してください。提出された申請書は審査が行われ、許可基準を満たしていれば約1ヶ月後に許可となります。許可後、輸送・監査担当窓口で確認を受けて、登録窓口においてレンタカーの登録を行ってください。

●レンタカー事業許可基準等の概要

（平成18年3月31日付け福運支局公示第22号より抜粋、詳しくは公示をご覧ください。）

（1）許可基準

- ・申請者及びその役員が所定の欠格事由に該当しないこと。
- ・申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。
- ・貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる自動車保険に加入するものであること。

（2）許可申請書に添付する主な書類

- ・貸渡料金表
- ・貸渡約款
- ・会社登記簿謄本（個人の場合は住民票）

（3）許可に付する条件

- ・自家用バス（乗車定員30名以上または車両長さ7m超）、霊柩車の貸渡しはできません。
- ・貸渡しに附随した運転者の労務提供（運転者の紹介、あっせんを含む。）を行ってははいけません。
- ・貸渡自動車の配置事務所において、貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理の実施が必要です。
- ・毎年1度、貸渡実績等の所定の報告書を運輸支局に提出する必要があります。

（4）その他

- ・許可後、登録免許税9万円の納付が必要になります。（許可書とともに納付書を交付します。）
- ・自家用マイクロバスの貸渡しは所定の要件を満たさないを行うことができません。

●許可申請書の提出先について

〒918-8023 福井県福井市西谷1丁目1402番地
中部運輸局福井運輸支局 輸送・監査担当あて TEL：0776-34-1602

提出先は輸送・監査担当窓口（福井運輸支局本庁舎2階）です。

なお、申請を郵送にて行う場合は、①申請書 ②申請者の連絡先を記入したメモ用紙等 以上を同封してください。

許可書の交付は輸送・監査担当窓口にて行います。許可になりましたらご連絡いたしますので、直接窓口までお越しください。（郵送での許可書の交付は行っておりません。）

平成 年 月 日

中部運輸局福井運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

印

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第2項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

2. 貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地

3. 貸渡の実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

4. 貸渡しを必要とする理由

添付書類

1. 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
2. 会社登記簿謄本（個人にあつては住民票、新法人にあつては発起人名簿）
3. 確認書（欠格事項）
4. 事務所別車種別配置車両数一覧表
5. 貸渡しの実施計画

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記1. ～5. の他

6. カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
7. 6.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
8. 7.の保管場所を管理する事務所の所在地
9. IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
10. 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
11. 会員規約又は契約書
12. 「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号）2.（5）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画
13. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合に限る。）

中部運輸局福井運輸支局長 殿

確 認 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び②に該当する者。
- ④ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

平成 年 月 日

氏 名

印

貸渡しの実施計画

(1) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

① 事務所ごとに配置する責任者

事務所名	役 職	氏 名

② 従業員への指導・研修の計画等

- ・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
- ・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

(2) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

(3) その他貸渡しの適正化を図るための計画

① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

保険内訳	補 償 金 額	保 険 会 社 名
対人保険	万円	
対物保険	万円 (免責額 万円)	
搭乗者保険	万円	

② 整備管理者(整備責任者)の配置計画 等

事務所名	氏 名	資格の有無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

中部運輸局福井運輸支局長 殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確 約 書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

- ・自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、
- ・道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称

印

記入例

※添付書類：貸渡料金、貸渡約款、会社登記簿謄本（法人）、住民票（個人）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中部運輸局福井運輸支局長 殿

法人の場合は代表者印を押印。

個人の場合は屋号と氏名を記載し、
認印を押印。

住 所 福井県福井市〇〇1丁目〇番地
氏名又は名称 〇〇レンタカー株式会社
代表者名 福井 太郎

印

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第2項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

福井県福井市〇〇1丁目〇番地

〇〇レンタカー株式会社

福井 太郎

2. 貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
福井営業所	福井県福井市〇〇2丁目〇番地
敦賀営業所	福井県敦賀市〇〇町〇 - 〇番地

3. 貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

4. 貸渡しを必要とする理由

お客様から要望があり、レンタカー事業を行う必要があるため。

理由は自由に記載してください。

中部運輸局福井運輸支局長 殿

確 認 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び②に該当する者。
- ④ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人の場合は代表者印を押印。

個人の場合は屋号と氏名を記載し、
認印を押印。

住 所 福井県福井市〇〇1丁目〇番地
氏名又は名称 〇〇レンタカー株式会社
代 表 者 名 福 井 太 郎



中部運輸局福井運輸支局長 殿

確 認 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び②に該当する者。
- ④ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人の場合には、登記役員全員の個人氏名の記載と認印の押印が必要になります。(代表者含む。)

(役員)

氏 名
氏 名
氏 名

福井 太郎
福井 花子
敦賀 次郎

印
印
印

貸渡しの実施計画

(4) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

① 事務所ごとに配置する責任者

事務所名	役 職	氏 名
福井営業所	営業所長	福井 花子
敦賀営業所	営業所長	敦賀 次郎

こちらは記載例です。記載内容は適宜変更してください。

② 従業員への指導・研修の計画等

- ・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
- ・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

こちらは記載例です。記載内容は適宜変更してください。

(5) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡し方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

補償金額については公示（審査基準）に定められた額以上の保険に加入する必要があります。

(6) その他貸渡しの適正化を図るための計画

① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険に加入する。

保険内訳	補 償 金 額	保 険 会 社 名
対人保険	無制限 万円	〇〇損害保険（株）
対物保険	無制限 (免責額 50 万円)	〇〇損害保険（株）
搭乗者保険	500 万円	〇〇損害保険（株）

② 整備管理者(整備責任者)の配置計画 等

事務所名	氏 名	資格の有無
福井営業所	福井 花子	有 ・ 無
敦賀営業所	敦賀 次郎	有 ・ 無

配置する車両数に応じて、福井運輸支局整備担当に整備管理者の選任届出が必要になります。また、届出が不要の場合でも日常点検を行う整備責任者を選任してください。